

福祉施設における行動的QOL向上のための実践と課題(2)*

― 最重度の発達障害を持つ個人に対する自己決定としての選択の形成と拡大 ―

桂木 三恵・織田 智志・鶴飼 和江
丹羽 真記子・不動 学・近藤 加奈子
小嶋 なみ子

1. 問題の所在と目的

近年、自己決定を尊重するための対処として、対象者本人に「選択」させる実践は少なくない。しかし従来は、居住施設などで生活する障害のある個人に対する対人援助の方針（ときに“美德”と評価されることもあった）として、パターンリズム（熊倉, 1993；マイケル・ロックウッド, 1990；馬淵, 1999）と表現できるものが主流であり、本人の要求を「先取り」して提供しようとする傾向があった。この対象者の要求を先取りできることこそが療育サービスのあるべきスタイルである、という認識の下では、意思決定や行動選択が、もっぱらスムーズに進むことが周囲から評価されがちである。そこでは、対象者の「好み」を把握し、好きなものを予測し、その予測が当たることが援助者の強化となる。そして、結果的に本人の自己決定やその自立を阻害する対処を（善意であれ）提供してきたことも少なくないと考えられる。そのため、（対象者本人の自己決定の尊重、自立の援助をするための）行動選択場面などにおいても、そこでの選択肢を増やすことや本人の自己決定を尊重することよりも、むしろ選択機会がスムーズに進むことが優先される事態や、極端な場合では、本人の主体的な関与が皆無の状態をも招いていたと思われる。このような対処では、特

定の援助者の予測によってのみ選択肢が提供され、援助者の恣意にまかされた形でのみ選択性が拡大されるという状況が生じかねない。そこでは、選択肢の固定化を招くことや、本人の行動選択性の拡大を阻害することも考えられる。これは、従来の支配的な関係と本質的には変わりのない状態であり、インクルージョンを保証するような自己決定の社会関係とは、必ずしも言えない（望月, 1996）。

これまで発達障害児（者）への対処は、「治療」、「教育」、「療育」といった形で、「教授」の技術を中心に行われてきた。本人に不足したもの（欠陥）を補うための「訓練」というスタイルである。しかし、ノーマライゼーション運動の浸透や基本的人権の原理に照らして、障害を持つ事を理由として他の一般の人に比べて、さまざまな諸権利が制限されてしまったり後延ばしされてしまったりすることは不当である、という考え方が一般的になりつつある。そこで現在は、重度の知的障害を持つ人々の「選択・自己決定」や本人主体の高いQOLを実現するために、個人の変容のための「教授」だけでなく、対象者の生活環境にそれまでにはなかった物理的・社会的な補助手段を新たに導入して、例えば要求言語行動を機能的な意味で成立させるための「援助」（例えば、選択場面の提供）を中心に、そのために必要な物理的・人的な手段の導入や永続的設定を、障害児（者）が生活する環境に向けて要求する「援護」が必要とさ

*本稿は2000年11月25日開催の「ヒューマンサービス／対人援助科学研究会」における発表に基づいたものである。

れている（望月, 1995）。

こういった作業を進めるためには、施設利用者自身の「自己決定」を援助者が聞き入れるためのコミュニケーション手段が必要である。本研究開始当時の当施設では、提供サービスの向上や改善といった目標や方針が提案されることはあったが、実際に具体的なプログラムに展開されることはあまりなかった。しかも、「平等」といった文脈の下に、個々の施設利用者に対して個別のニーズに応えるような実践は十分に提供されてこなかった。このような状況では、利用者が有効な要求手段を持っていたとしても、その般化は生じにくい（望月, 1997）。そして、利用者の安全確保や生命維持のような対処ばかりが最優先され、QOLに関する対処が置き去りにされかねない（高橋, 1992：高橋, 1995）。さらに、現状環境の改善が施設職員自身にとって容易でない状況では、強い行動障害が発生するなどの大きな軋轢が生じない限り、利用者が単に「静かにしていてくれること」を深く考えることなく強化してしまいがちである（望月, 1997）。

本研究開始当時の当施設には、上記したような諸問題があり、施設利用者のQOLが拡大するような実践が十分に実現されず、既存の提供サービスが消極的に提供されているような状況が少なくなかった。

本研究は、最終の目標は「正の強化で維持される行動の選択肢の拡大」である、というミッション（織田他, 2001, 参照）に基づいて、最重度の知的障害を持つSさんのQOLの向上や行動選択性の拡大を図るため、その行動選択の機会提供の方法を検討したものである。

2. 予備実践（おやつ選択の試行）

1) 方法

余暇活動の選択機会の提供（後述）を開始し

た当時、さまざまな選択方法を準備した模擬店形式の状況の下でおやつを選択を試みた（織田, 1998）。この実践は、対象者が居住する児童福祉施設の職員が企画・提案し、同施設と同じ組織群に属する研究所職員とともに具体化された（織田他, 2001, 参照）。この実践では、当施設の利用者全員に対し、この実践の中での具体的なやり取りから、今後考えられる「楽しい」活動の模索や利用者ひとりひとりのコミュニケーション手段を模索した。手続きは、①対象者本人の手が届く目前に示された現物の選択、②売り場に置かれたおやつを指差しで示す選択、③写真カードによる選択、④写真カードで示された4つの選択肢からの選択という4種類である。それぞれの選択場面で、指差しや写真カードで示すことのできない対象者には、現物を差し出すこととした。

2) 結果と考察

図1は、当施設の中で最も知的障害が重く、さまざまな行動障害を指摘されている人々を対象とする「重度棟」の利用者の選択結果である。この実践での選択の判断基準は、（単に現物に手を伸ばすという対物的な反応のみでなく）対人的な意思表示があったかどうかとした。対人的な意思表示をして好みのものを手に入れることができた場合を「選べた」、好みのものを手に入れても対人的な意思表示がない場合を「どちらともいえない」、最終的に選択肢から何も手に入らなかった場合を「選べなかった」とした。

その結果を要約すると、①対象者本人の手が届く目前に示された現物の選択では、28人の利用者が参加し、そのうち7割程度の利用者が選択できた、②売り場に置かれたおやつを指差しによって示す選択では、25人の利用者が参加し、そのうち8割以上の利用者が選択できた、③写真カードによる選択では、23人の利用者が参加し、そのうち9割程度の利用者が選択で

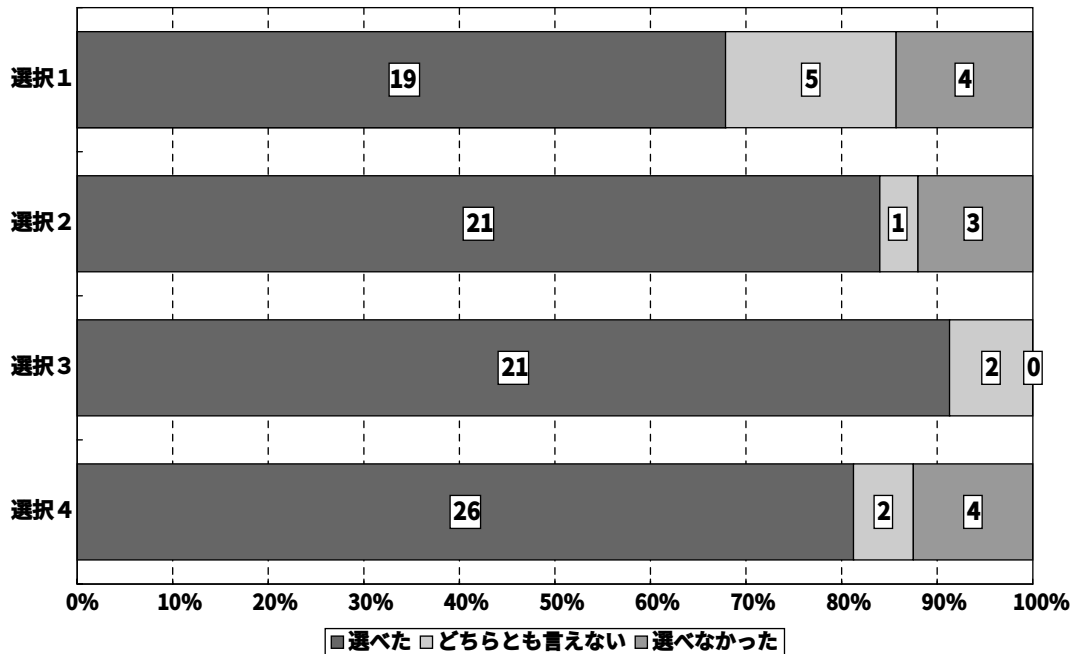


図1 予備実践での「重度棟」利用者の選択状況

きた、④写真カードで示された4つの選択肢からの選択では、32人の利用者が参加し、8割程度の利用者が選択できた、となる。また、全体として、重度といわれる利用者よりも、理解力の高いとされている対象者が、自ら選択することができない傾向があった。援助者によって提示された選択肢のすべてを選択することや、どちらか一方を交互に選択するという反応(Parsons & Reid, 1990 参照)が多かった。

これらの結果は、実践前の施設職員の予想に反して、最重度の知的障害を持つ個人でも「選択」が可能であることや環境設定の如何によっては集団活動にも参加できること、また逆に、能力があっても環境設定の方法によっては「選択」ができなくなることなどを施設職員自身に体験させることとなった。その後、生活棟での行動選択を積極的に行った施設職員に対しては、少なからず影響を与えたと思われる(織田, 1998)。

しかし、その後、当施設の給食のメニューを

利用者に選択させる提案があった際には、重度棟利用者は障害が重く選択は無理という理由で実施されなかった。強度行動障害といわれるSさんをはじめとした「重度」と言われる施設利用者に対する実践成果が、他の施設利用者や他の場面に反映されない現実があった。

前述のとおり、対象者の要求を先取りできることこそが、療育サービスのあるべきスタイルであるという認識の下では、援助者が対象者の「好み」を先取りするような対処を行っていたため、対象者自身が選択・自己決定する機会が不足していると思われる。対象者が、援助者によって提示された選択肢のすべてを選択することや、どちらか一方を交互に選択するという反応は、長い施設生活の中で、施設職員にいつでも要求する、「好きな物」を選択する経験が乏しいためと思われる。対象者が自分自身の必要に応じて要求することができるようになるためには、他者に自由に要求するという行動の成立が保障される環境設定の実現が必要である(望

月, 1999)。また, 施設利用者のさまざまな行為に関して, 個人の「単独能力」による遂行ばかりではなく, 「援助付きの能力」(磯部, 1984: 望月, 1995: 岡田, 1997) によってもその遂行が可能になるように, 援助者の理解や協力が必要である。

3. 本実践

予備実践での結果を踏まえて, 最重度の障害を持つSさんを中心的な対象者として, いくつかの選択機会場面とそれぞれの設定における結果についてその詳細を以下に記述する。

対象者(以下「Sさん」と表記)は, 12歳から施設に居住している29歳の男性(1997年8月時点)である。診断名は自閉症, 新版K式発達検査による発達年齢は1歳6ヶ月程度(1997年8月時点), 田中ビネーによるIQ値は7(1998年5月時点), 厚生省の強度行動障害判定基準表によるポイントは20点(1996年4月時点)であった。Sさんは, 破衣, 脱衣, 裸で過ごす, 物を壊す, 放尿便, 異食等の行動障害が問題にされて, 施設された個室管理などの物理的とも言える行動制限を受けていた(織田他, 2001, 参照)。

1) 現物による選択

(a) 方法

この実践(以下「現物による選択」と表記)で用いる選択肢は, その選択対象となるアイテムの現物, あるいはその活動を象徴する具体物を用いた。提供する選択肢は, その選択機会を実施する施設職員が任意に用意し, 専用の衣装ケース(縦40センチメートル, 横70センチメートル, 高さ20センチメートル)に入れて本人に選ばせた。選択肢の更新, 追加の要求方法としては, 衣装ケースを返却させた。この実践は, 当研究開始当初にSさんが楽しめる活動を

模索する目的で行われた不特定の施設職員1名とで関わる活動(1997年9月から1998年4月まで実施)の時間を中心的な実施時間として開始し, その他の時間にも適宜実施した。

この実践を提供しながら, より有効なコミュニケーション方法の模索も行った。選択の実践開始当初は, 選択反応自体を容易にするために, Sさんが「好みそうな」物事を選択肢として提供した。

(b) 結果と考察

図2は, 選択と拒否の結果を月毎に集計したものである。実践者によって提示された選択肢をSさんが持ち帰りそれを使って何らかの行動を自発した場合を「選択」, 実践者によって提示された選択肢を何も手に取らなかった場合と手に取ったがそれを使った何らかの行動を自発しなかった場合を「拒否」とカウントした。

図3は, 職員によって提供された新規選択肢を示したものである。それぞれの選択肢が当該の年度に初めて用いられたときのみをカウントし, その累積を示した。

「方法」で示したとおり, この実践を開始した当初はSさんが好みそうな物事を選択肢として提供していたが, 実践前からSさんが固執してきた既存の行動レパトリー(以下「既存の固執的行動」と表記)を強化したいわけではなかった。将来は, より社会的に強化を受けられる行動レパトリー(以下「新しい社会的行動」と表記)を増加させることを目指していた。図4は, 現物による選択で選択された上記の2つの行動の割合を示したものである。

図5は, 上記された2つの行動のうち, この実践中にSさんに選択された「既存の固執的行動」の内訳を示したものである。

図6は, 上記された2つの行動のうち, この実践中にSさんに選択された「新しい社会的行動」の内訳を示したものである。

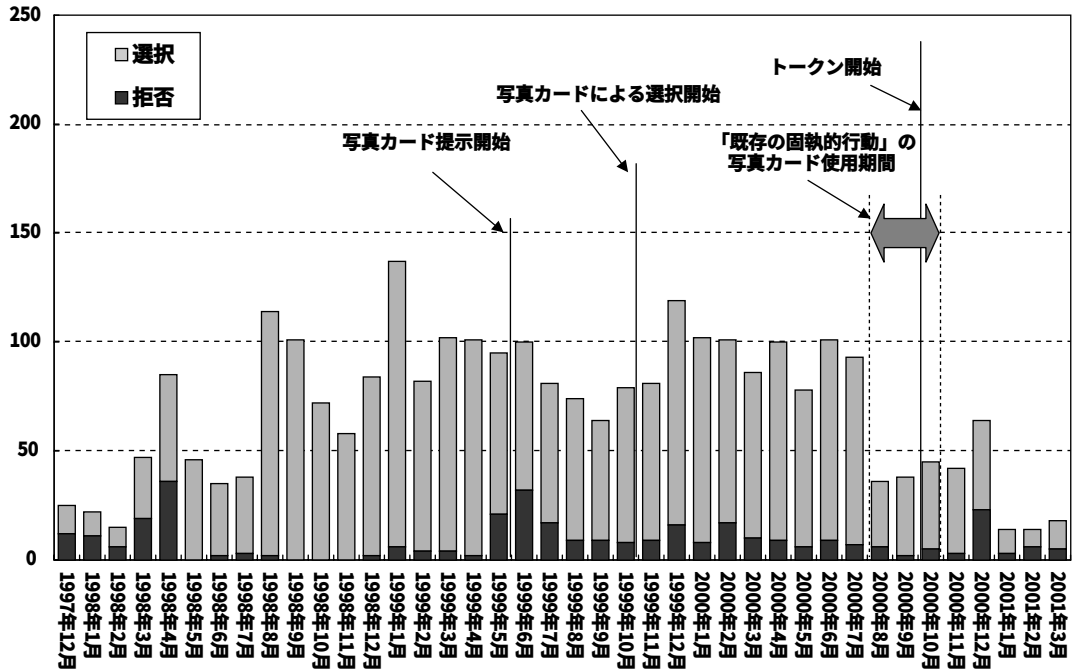


図2 現物による選択での「選択」と「拒否」

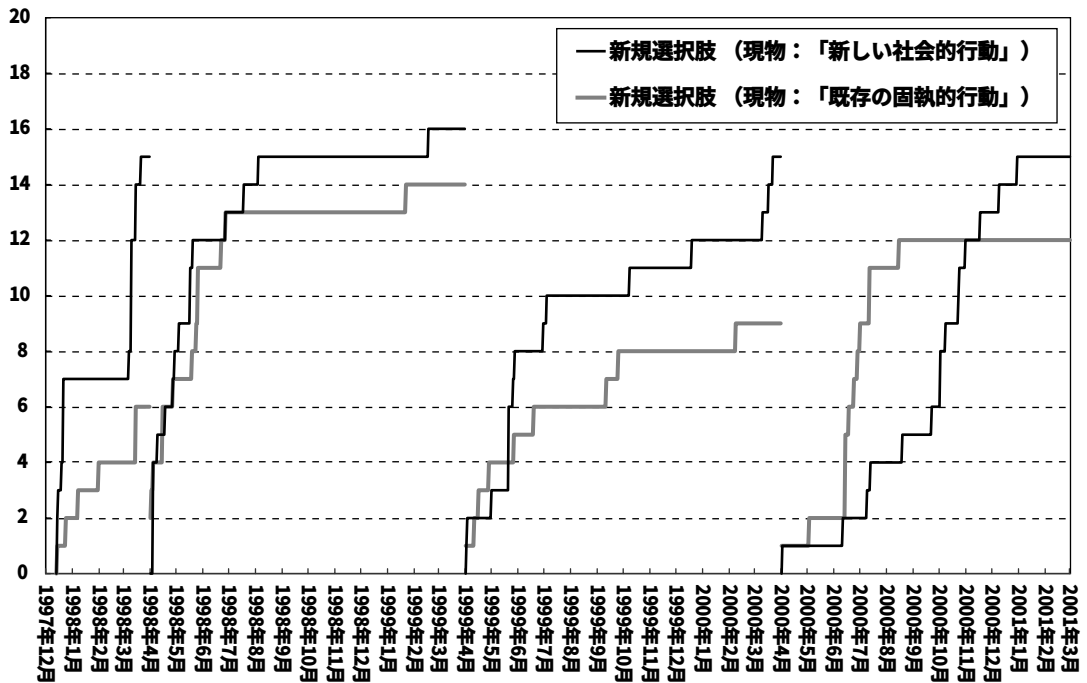


図3 現物による選択で用いられた新規選択肢の追加

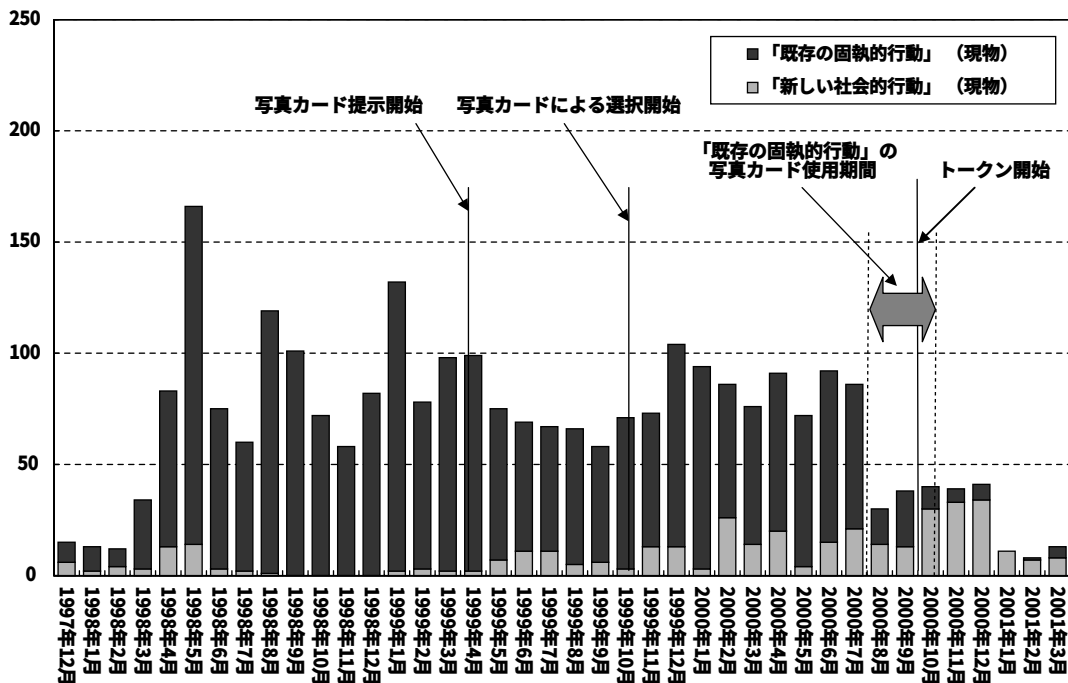


図4 現物による選択での「新しい社会的行動」と「既存の固執的行動」の割合

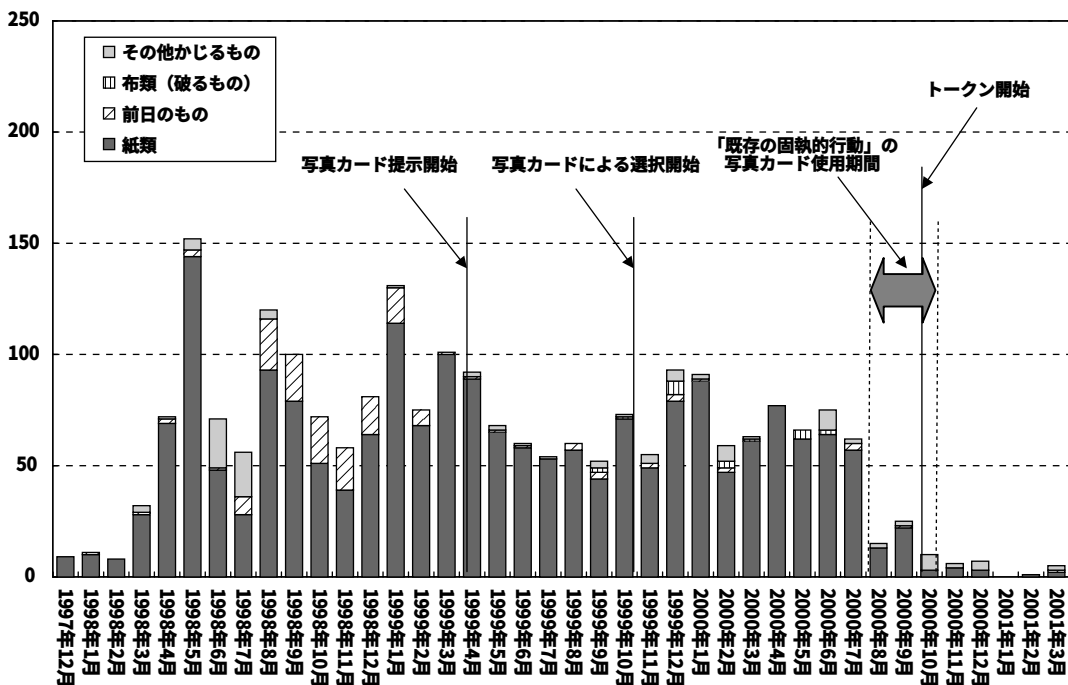


図5 現物による選択で選択された「既存の固執的行動」の内訳

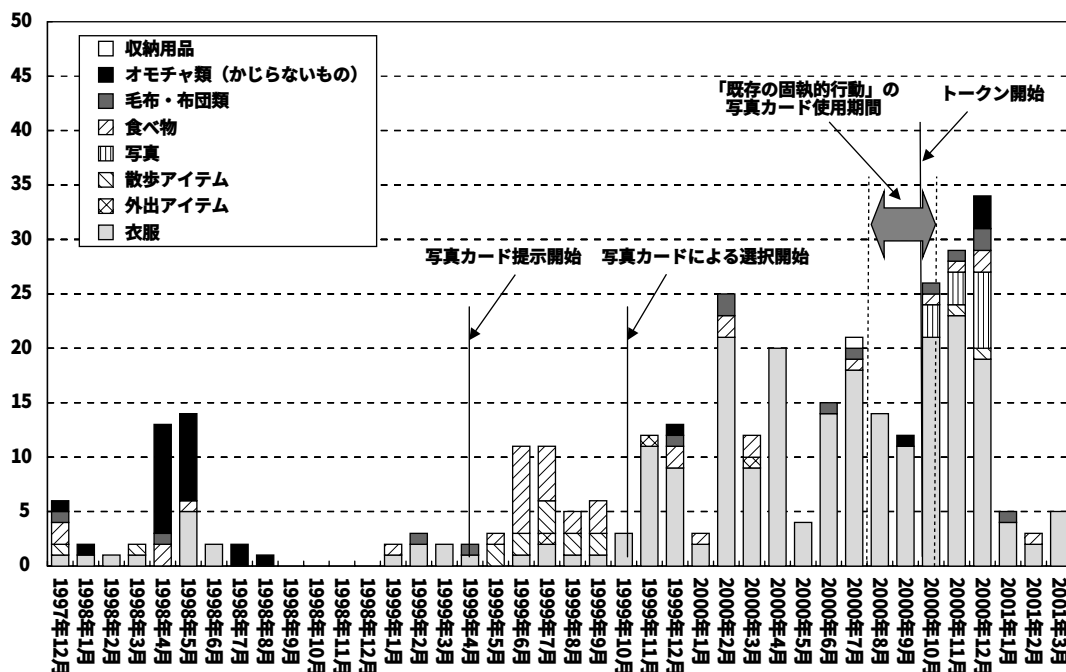


図6 現物による選択で選択された「新しい社会的行動」の内訳

行動選択機会の提供は、1998年7月までは平均すると1日に1回程度だったが、当実践に関する初めての学会発表（望月他, 1999）を行った直後の1998年8月以後、平均すると1日に2回以上のレベルを保つようになった（図2）。

現物による選択でSさんが選択したものは、「既存の固執的行動」がほとんどだった（図4）。また、「新しい社会的行動」が選択された場合も、具体物でその活動を象徴できるもの、もしくは「新しい社会的行動」ばかりを提示しての選択場面がほとんどであった。これらの結果は、用いる選択肢の「特性」の影響が強いと考えられた。

選択対象となるアイテムの現物ばかりを示しての選択機会では、必ずしも「既存の固執的行動」ばかりが選択される傾向は認められなかった。しかし、「新しい社会的行動」が選択される場合にも、それらは、直接的な行動対象となる「現物」（ジュースなど）を示すことのでき

る「飲食」など、ごく限られた行動だけであった。つまり、単に、より即時的な強化が受けられる現物を「反射的」に選択してしまっているようであった（野崎・渡部・不動, 1999）。

同様に、その活動を「象徴」する物品を選択肢として提示した選択機会でも、必ずしも「既存の固執的行動」ばかりが選択される傾向は認められなかった。しかし、活動を象徴する物品を選択肢として用いる場合、援助者が意図したSさんの行動が自発されず、選択肢が他の用途に用いられることが少なくなかった（例えば、収納用のカゴを並べて遊ぶ、壊して異食するなど）。さらには活動を象徴する物品を検討・用意することは容易ではなく、携帯性にも欠けるため実施場所が限定される、提示するタイミングを逸しやすいといった制約が生じていた。

その選択対象となるアイテムの現物とその活動を「象徴」する物品を併用しての選択機会では、それが固執的行動であれ新しい社会的行動であれ、その行動の直接的な対象となる「現物」

が、選択される傾向があった。

「既存の固執的行動」の選択肢は、すべてその選択対象となるアイテムの現物を用いた。「新しい社会的行動」の選択肢のほとんどは、その活動を象徴する具体物（例えば、「散歩」の選択肢としては、靴、帽子、ジャンパーなど）を用いた。そのため、言わば「反射的」に、実践開始前からSさんが固執してきた「現物」が選択された。「新しい社会的行動」だけを提示しての選択機会では、選択されることよりも拒否されることの方が多かった。そのことは、援助者が新しい選択肢を用意することへの罰もしくは消去として機能してしまったと考えられる。逆に、「既存の固執的行動」だけを提示しての選択機会では、それがSさんにスムーズに選択されることが多かったため、対象者の「好み」や「望み」を先取りできることこそが療育者のあるべきスタイルであるとする捉え方が大勢を占める組織においては、周囲の施設職員からも強化されがちであった。

これらのさまざまな問題のために、行動選択場面で提供される選択肢の固定化を招き、新しい選択肢が用意されることが継続されなかったと思われる。対象者にスムーズに選択されるものだけを提供することは、既存の選択肢の中に対象者を閉じ込めることにつながり、改めて発展性のない相互的な「関係」ができあがる可能性がある。この問題を解決するためには、直接の選択対象として、より「記号性」の高い選択肢を用いた設定に変更することが有効である可能性が考えられた。写真などの記号性の高い選択肢については、生活棟での実践と並行して行われていた心理判定員と研究所職員によるコミュニケーション訓練で、それが可能であることが示唆されており（野崎・渡部・不動, 1999）、生活棟で実施することが必要と考えられた。

2) 写真カードによる選択

(a) 方法

①前述した現物による選択の手続きを基本的に踏襲し、用いる選択肢として写真カード（一部お菓子のパッケージをパウチングしたもの）を用いた。導入した写真カードは、日課や新規の活動ばかりとした。現物での選択で主に提供されていた紙破りなどの「既存の固執的行動」を示す写真カードは導入しなかった。また、写真カードが用意されていない行動は、選択対象となるアイテムの現物かその活動を象徴する物品（以下「現物アイテム」と表記）を用いた。写真カードの選択肢の使用は施設職員の任意とし、用いる選択肢は写真カードと現物アイテムを併用した。

②写真カードの導入後、「新しい社会的行動」がSさんに選択されるようになったが、「既存の固執的行動」の選択は一向に減少しなかった。これは、「紙破り」などの「既存の固執的行動」を提供する場合に、写真カードと現物アイテムが併用されていたことによる結果と考えられた。この問題を改善するためには、援助者が写真カードを用いることを徹底する必要があると考えられた。

写真カードの使用を援助者に徹底させるための対処としては、新規の活動を設け、その活動中の予定提示・行動選択、当該施設での日課提示に、写真カードを用いさせた。それらは本研究に参加する施設職員のルーティンになっていたが、それらの場面で使用した写真カード以外の写真カードの使用、もしくはそれ以外の場面での写真カードの使用には般化しなかった。

そのため、（それまでは用意されていなかった）対象者の既存の固執行動（「紙破り」など）の写真カードを用意し、2000年8月から使用しはじめた。写真カードでの活動提供が援助者の行動レパートリーとした時点で、「既存の固執的行動」の提供を中止することとした。

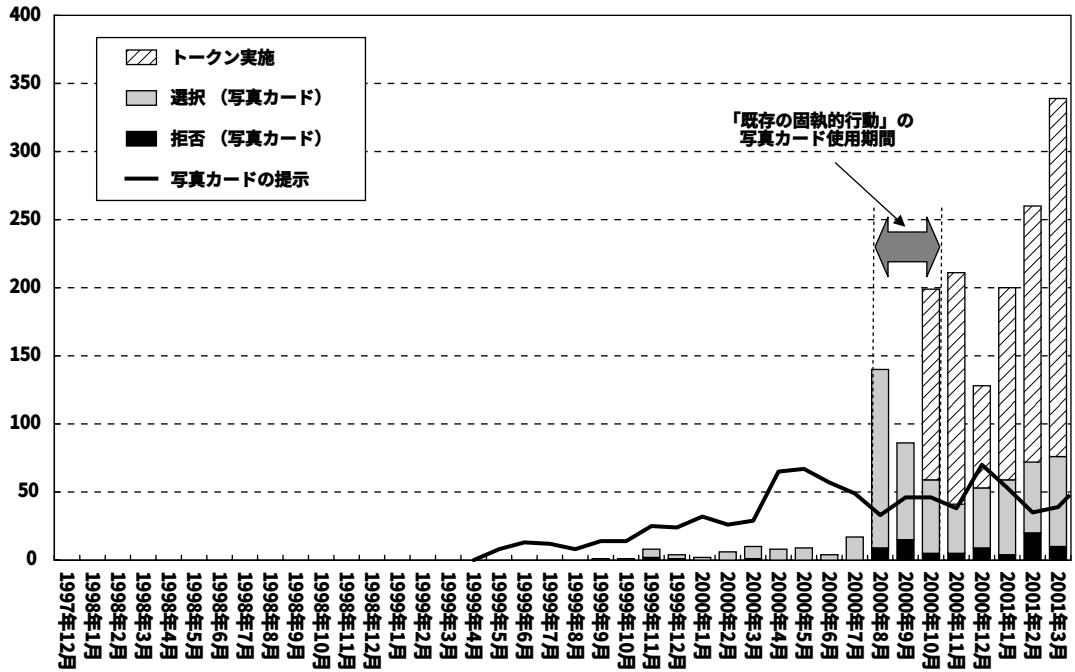


図7 写真カードによる「選択」／「拒否」・写真カードの提示・トークンエコノミーの試行

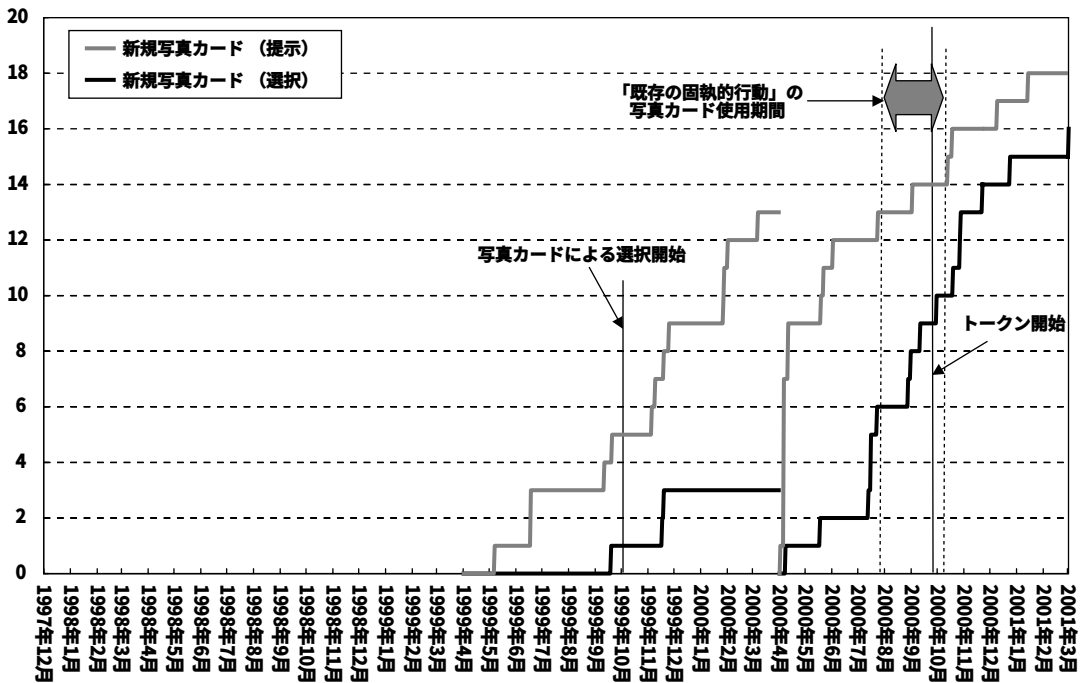


図8 新規写真カードの追加

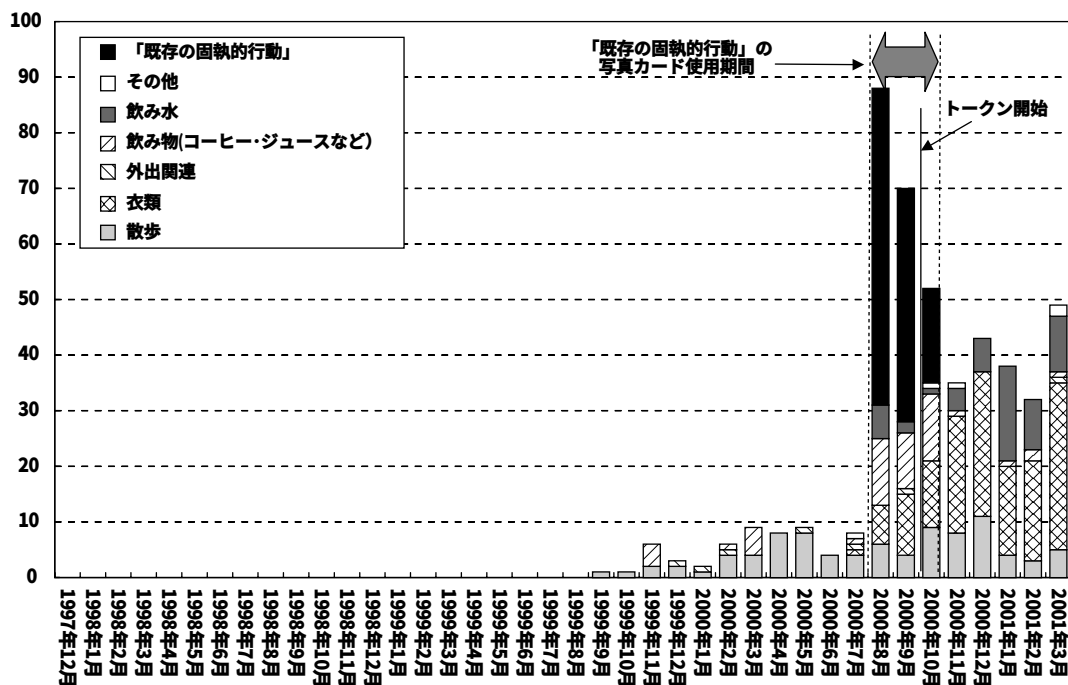


図9 写真カードによる選択で選択された行動の内訳

(b) 結果と考察

図7は、写真カードを用いた行動選択場面（以下「写真カードによる選択」と表記）での選択と拒否の回数、写真カードを用いて日課や活動を提示した回数、トークンを用いた適切行動の強化（後述：適切行動の自発によってトークンを獲得することとトークンと好きな物事とを交換すること）の実施回数を示したものである。実践者によって提示された選択肢（写真カード）をSさんが持ち帰りそれを使って何らかの行動を自発した場合を「選択」、実践者によって提示された選択肢（写真カード）を何も手に取らなかった場合と、写真カード選択後に提供された現物アイテムを使った何らかの行動を自発しなかった場合を「拒否」とカウントした。

図8は、新規写真カードの追加を示したものである。それぞれの写真カードが当該の年度に初めて用いられたときだけをカウントし、その累積を示した。

図9は、行動選択場面でSさんに選択された写真カードの内訳を示したものである。

写真カードによる選択機会は、2000年7月までは行動選択の実践全体のほんの一部を占めるに過ぎなかったが、2000年8月から飛躍的に増加した。「既存の固執的行動」の写真カードを導入したことによって、それまで現物による選択が行われていた機会が写真カードによる選択に置き換えられた。2000年10月からは、「既存の固執的行動」の写真カードの使用をやめたが、同じ時期にトークンエコノミー（後述）を開始し、選択機会の減少は招かなかった。

行動選択場面で用いられる写真カードの追加は、1999年12月以後、1999年度中はまったく行われなかった。これは、現物による選択の場合と同様、援助者が提示した選択肢に対するSさんの拒否の頻度が増加した時期との相関性が認められる。しかし、この時期には日課や活動などを写真カードで提示することは施設職員のルーティンになりつつあり、それに用いるため

の写真カードの追加は随時行われた。

2000年度は、「既存の固執的行動」の写真カードを導入するまでは、1999年度よりも行動選択場面で用いられた写真カードの種類が少ないという状況になっていた。しかし、写真カードを用いたこの実践によって「新しい社会的行動」の選択が増加したという成果の発表(織田他, 2000)の準備や写真カードの使用を施設職員のルーティンとするための検討・準備を行っていた2000年7月以後は、Sさんの拒否の頻度と関係なく新規の写真カードが追加されていた。これは、行動選択性の拡大のために選択肢の増加が必要である、といった当実践のミッションの確認とそれに基づいた職業行動が実際に強化を受けるようになったことによると思われる。

2000年7月までに、Sさんが写真カードで選択したものは、「散歩」と「飲み物」がほとんどだった。それらは、写真カード導入以前は、Sさん自身が選択・要求することのなかった行動である。このことから、写真カード導入によって、Sさんの現物に対する「反射的」ともいえる反応から解放し、行動選択性を拡大させることができたといえる。しかしながら、施設職員が行動選択場面で写真カードを使用しないことや対象者の既存の行動レパートリーを必要以上に助長する傾向は依然として残っていた。これらの問題は、その選択対象となるアイテムの現物とその活動を象徴する物品を併用しての選択機会での問題と同様、現物アイテムと写真カードを併用した選択機会では写真カードがSさんに選択されにくいと考えられた。

これらの問題を解決するために「既存の固執的行動」の写真カードを導入した2000年8月からは、「衣服(の交換)」や「飲食物」などのそれまではあまり提供されていなかった選択肢も選択場面で提示されるようになり、Sさんがそれらを選択することも増加した。

写真カードの使用が施設職員に定着したと判断された2000年10月からは、「既存の固執的行動」の写真カードを使用することを禁止した。その後、「新しい社会的行動」の選択が増加し、対象者が固執してきた行動の選択はほとんどなくなった。

しかしながら、行動選択場面で提供される活動の種類は、あまりに少なすぎるように思われた。

3) 選択機会の要求と選択終了の選択肢の設定 (a) 方法

この実践を開始した当時のSさんは、援助者の手を強く引っ張ることや怒ったような態度をすることがよくあった。施設職員は、Sさんのそのような反応に対して、選択場面を提供することや一方的に何らかのサービスを提供することが少なくなかった。行動選択の実践中に上記のSさんの反応があった場合には、選択肢の更新を行うことが多かった。これは、上記したSさんの反応を強化していると思われた。このような、明確に意図を示しておらず、さらには、社会的にあまり好ましくない行動がコミュニケーション機能を果たしている問題を改善するために、Sさん自身が選択機会自体の要求と選択肢更新の要求をする方法が必要と考えられた。

選択機会の要求については、援助者が行動選択の機会提供が可能なときに、要求設定(専用のマグネット付きのカゴ)を所定の位置に設置し、これを援助者に手渡すという行動を、選択機会の要求のサインとすることにした。この要求設定の裏側には、実践に関わっていない援助者にも選択機会の要求設定の方法がわかるようにするために、「これを手渡してきたら選択機会を提供してください」と記入した。また、援助者がSさんから選択機会の要求設定を設置していない場合(単に設置し忘れた場合やこの実践に関わっていない援助者しかない場合な

ど)に、Sさんが自発的に選択機会を要求できるようにするために、あえて選択機会の要求設定を所定の場所に設置しておかない状況もつくった。その状況で、本人が所定の場所まで援助者を引き連れていったら、選択機会設定を所定の場所に設置した。その上で、Sさんがカゴを援助者に手渡すことを選択機会の要求とした。

示された選択肢ではない内容を要求する「選択肢の更新」の要求方法としては、対象者が最終的に選択を決定したということを示す「選択決定(選択機会の終了)」のサイン(直径4センチメートル、プラスチック製の円形のマグネットで、将来トークンにするためのもの。以下「プレ・トークン」と表記)を設定した。援助者がSさんから選択機会の要求設定を受け取った際に、プレ・トークンをSさんに与えた。選択肢として示された写真カードの上に、Sさんがプレ・トークンを載せることを「選択決定」(選択機会の終了)のサインとした。そして、前述した選択機会自体の設定を、再び実践者に手渡すこと(つまり、再度選択機会の要求を行うこと)を、選択肢更新の要求とした。

写真カードによって活動を選択した後、活動に用いるアイテムの選択が必要な場合は、その選択対象となるアイテムの現物を専用の衣装ケースに数種類入れて選択させた(前述した現物による選択と同様)。その際、「活動選択」で選択した写真カードを所定の場所に貼り付けておき、対象者がその写真カードを援助者に手渡すこと(つまり、再度現物アイテムの選択機会を要求すること)を選択肢更新のサインとした。プレ・トークンを返却する(支払う)ことを選択決定(選択機会の終了)のサインとした。

(b) 結果と考察

この実践を開始した後、Sさんが援助者の手を強く引っ張ることや怒ったような態度をすることが減少し、この実践で用意された要求方法

が用いられるようになった。また、本研究に参加していない施設職員に対しても、Sさん自らが選択機会を要求することが数回見られた。

社会的に問題とされない形で明確に意図が伝わる選択機会の要求方法ができたことによって、Sさん自身が必要に応じて選択機会を要求し、それがよりスムーズに受け入れられる環境設定としての機能を向上させた。これは、従来の当施設職員と施設利用者の関係によく見られたパターナリズムの人間関係では成立しにくいコミュニケーション機能と思われる。

しかしながら、本研究に参加していない施設職員に対する当実践の説明が十分でなかったこともあり、Sさんに対するこの実践の提供は、本研究に参加する施設職員によることがほとんどだった。Sさん自身による要求も、本研究に参加する施設職員に対してだけ自発されるようになっていった。

今後は、本研究に参加していない施設職員によっても実践されるようにしていくことが必要である。

4) トークンエコノミーの試行

(a) 方法

本研究開始当初(前述の現物による選択を行っていた当時)は、行動選択の機会を設けること、その提供機会を継続的に保障すること、選択方法を確立させることを当面の目標としていた。その後、写真カードの導入、選択肢更新要求、選択機会自体の要求などによって、行動選択性を向上させてきた。しかし、行動選択場面で選択された適切行動の自発は増加したが、本研究開始前から問題とされていた不適切行動は依然として生じられるという問題点を残していた。

この問題について、2000年度に行った本研究に関する学会発表(織田他, 2000)の際、適切行動を自発させるための対処が不足している

という示唆や、提供する活動内容（「既存の固執的行動」を提供していたこと）の社会的妥当性に関する批判を多くの人たちから受けた。

例えば、奥田（奥田、2000）は、対象者の排泄行動を目標行動ごとに課題分析し、標的行動を細分化し、それぞれの行動を賞賛することによって、適切な排泄行動を成立させた。しかしながら、当実践の中心的な対象者であるSさんと援助者の関係においては、援助者の賞賛が適切行動の強化子として機能していない状況があった。排泄や着衣などに関する行動問題が指摘され、その改善のためのさまざまな対処が行われてきたが、むしろ社会的悪循環（杉山他、1998）といわれる状態を招いてしまっていた。

これらの状況を改善するために、本研究では、トークンエコノミーの導入を試みた。トークンは、実践者の声の調子や用いる語彙の影響を受けないため、誰でも同じように対応できるなどの利点がある（Alberto & Troutman, 1986）。これらの利点を活かし、どの援助者でも対象者と望ましい関係を構築できるようにすること、対象者の適切行動が的確に強化されるようにすること、より好ましい強化を受けられる行動をSさん自身が選択できるようにすることを長期的な目標としてふまえた。そして、将来の本格的なトークンエコノミーの実現に向けて、適切行動の自発によってトークンを獲得することと、トークンと好きな物事とを交換することをSさんの行動レパトリーにすることを当面の目標とした。そのため、標的行動に対してトークン（前述の「プレ・トークン」と同じもの）を1つずつ与えた。トークンと交換する強化子の「値段」を設定せず、トークン1つに対して交換物（もしくは活動）1つと交換した。

トークンで強化する行動（この実践の標的行動）は、トイレでの排泄などのADL（Activities of Daily Living）に関する行動の他、紙くずの収集、他の利用者が更衣した際に脱い

だ衣類の回収などの「お手伝い」とした。これらの標的行動は、紙破りや破衣などの行動問題、固執行動などと扱われていたSさんの既存の行動レパトリーを活かしたものである。これは、標的行動がスムーズに自発されるという利点を狙ったものであるが、援助者が把握していない状況でSさんが独自に自発するようになると、これまでとは違う形の行動問題として発展することが懸念された（例えば、他者が着ている衣服や他者が使っているものを回収してしまうなど）。そのため、これらの標的行動は、写真カードによって施設職員が標的行動の遂行を指示するか、行動選択場面でSさん自身が標的行動を選択してから遂行させることとした（自発的な排泄行動を除く）。

トークンと交換する強化子は、当初は施設職員が任意に用意したお菓子をういたが、施設職員が任意に用意したいくつかの強化子の中からSさんが選択できるように徐々に変更した。強化子の選択方法は、前述の写真カードによる選択と同様である。

（b）結果と考察

図10は、トークンで強化した標的行動の内訳である。

図11は、トークンと交換した強化子の内訳である。

トークンを用いて強化された標的行動は、ゴミの収集、洗濯物の回収、荷物の運搬が多かった。この実践の開始後、これらの標的行動の生起頻度が増加し、Sさんの服破りや物壊しなどの不適切行動の生起頻度が減少された。トークンエコノミー導入の中心的な目的だった排泄行動に対するトークンの実践は、当初はあまり行われなかったが、当報告の執筆を開始した（そのために実践データを集計しはじめた）2001年1月から増加した。

トークンと交換した強化子は、主にお菓子で、

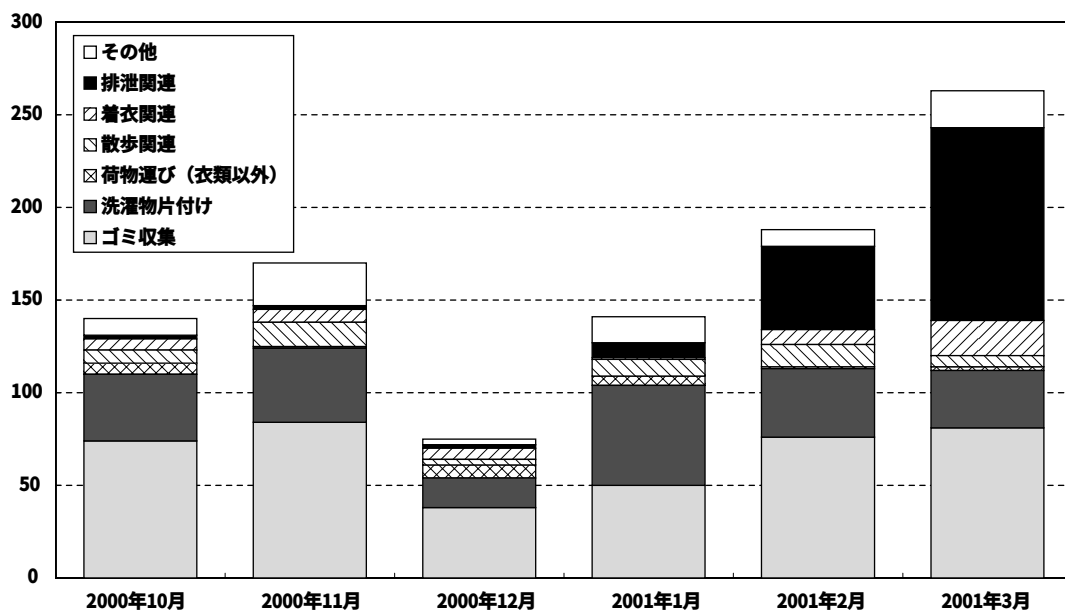


図10 トークンで強化した標的行動

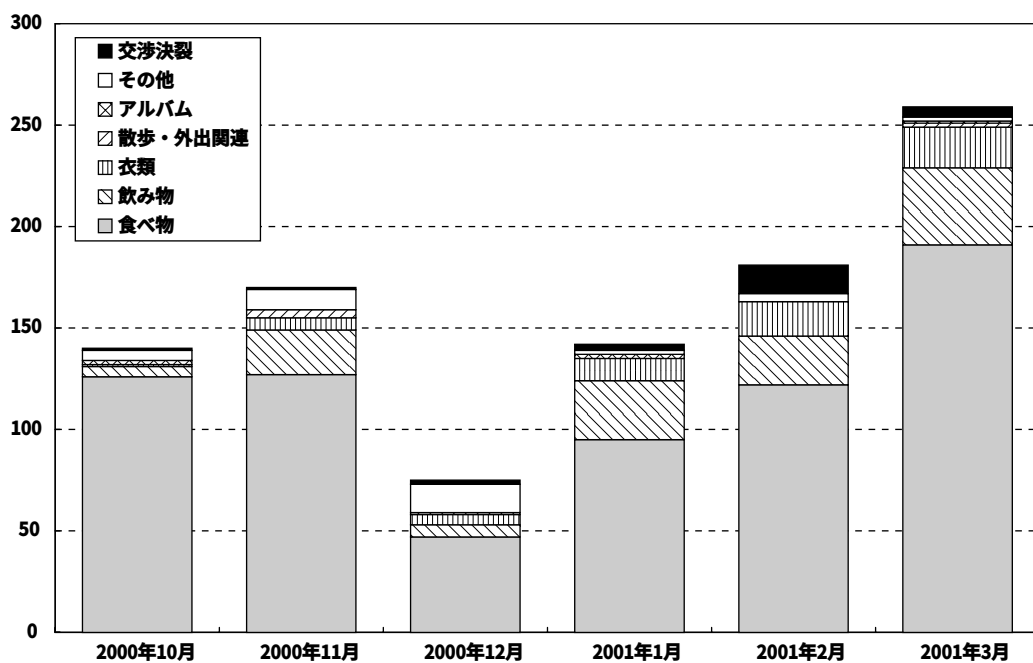


図11 トークンと交換した強化子

次にコーヒーなどの飲み物だった。トークンと交換する強化子をSさん本人に選択させるように変更してからも、これらが多く選択された。これは、提供される選択肢の種類が少ない、または魅力的な選択肢が他にないためと思われる。

このようにトークンの強化子として食餌性の強化子を使用することについて、当実践研究に参加していない施設職員から「餌付け」であるという非難が、2000年12月にあった。その直後から、トークンの実践頻度が減少した。

お菓子は食餌性だから倫理的に問題というのは、確かに倫理性といった側面から論議されるべきことではあるかもしれない。しかし、その実践の目標とされている行動の意義や達成されるであろう生活の変化といった療育的妥当性の側面からの検討も必要であろう。当実践では、「強化を受ける権利」の保障を重要視し(Skinner, 1969: 内田, 1996 内田, 1999) 対象者の適切行動を正の強化するために食餌性の強化子を用いた。社会的に望ましい行動が(「餌付け」といわれるような強化を得ることが、当該行動を自発する目的であるとしても) 対象者自身に自発的・積極的に自発されることは、非常に望ましいことと思われる。また、対象者自身が自発的・積極的に参加し、楽しむことができる「飲食」といった活動が、随時提供される状況は、対人援助としてごく当然のことと思われる。今後は、対象者自身が自発的・積極的に参加し、楽しめるといった活動の長所を活かしつつ、食餌性の強化子以外にも、より魅力的な強化子が多く用意され、その選択性がさらに向上されることが望まれる。

現在、トークンと交換している強化子は、この実践を開始する前から選択機会を提供されていたものばかりである。また、トークンとの交換ではなくても、Sさんが要求すれば提供される選択肢との差別化を明確にしてはいない。トークンの有無によって、提供される活動に差異

を持たせることや複数のトークンと「特別な強化子」が交換されるようにすることによって、社会的に望ましい行動の選択性があがると思われる。

今後は、トークンの利点を活かし、Sさんの適切行動が、より多くの援助者から強化を受けられるようになることが望まれる。また、Sさん以外の施設利用者も含めた当施設全体で、トークンエコノミーが設定されることが望まれる。

4. まとめ

当報告で示した行動選択の実践開始以後、その提供頻度は、前述したさまざまな方法の追加・変更によって、徐々に増加し、恒常的に提供されるようになっていった。トークンエコノミーの試行は、行動選択機会の提供頻度をさらに飛躍的に増加させた。

また、これらの実践提供によって、それまではSさんにあまり選択されていなかった行動が選択されるようになった。そして、Sさんの適切行動の自発が緩やかに増加し、それと並行して不適切行動(行動問題)の生起頻度は漸減した。トークンエコノミーの試行を開始した後は、(この実践を行う援助者との関わりの中では)さらに適切行動の自発が増加し、不適切行動の自発が減少された。しかし、行動問題は依然として生起しているという問題が残った。特に排泄行動については、既存の行動問題に代わる適切行動の生起頻度が十分に増加していない。ADLに関する教授・援助が不足しているためと思われる。

これは、当実践開始前に問題となっていた行動問題の「受容」と同様の問題である。この問題は、当実践参加者が当実践のミッションを共有するための話し合いの中でよく持ち出された「ADLからQOLへ」(山田, 1996)という提言が、

必要以上に（示す意味以外の）影響を与えたためと思われる。当実践に参加した施設職員らは、QOLに関する「勉強」は積極的に行ったが、ADLや「自立」といった問題に関しては積極的でないどころか、嫌悪的に扱う傾向さえあった。ADLの教授として一般的に行われているいわゆる「しつけ」といった作業に関して、当実践に参加する施設職員らは、その必要性を完全に否定することはなかったが、「しつけを（極端に言えば）放棄して、本人が自発的・積極的に行う楽しい活動の提供を行うべきである」といった言語行動がよく自発されていた。これは、実践前に問題となっていた「受容」や心理的QOLの問題を説明方法によってごまかしているような状態である。上記した「しつけ」の問題は、ADLの教授をすること自体ではなく、それが負の強化でなされているなどの方法の問題として扱うべきである（Skinner, 1990）。「適切行動を教えずに不適切行動を消去しているだけでは放任・遺棄である」、「どうせ強化するなら周りの人たちに認められ誉められるような行動がいい」といった言語行動が、本研究に参加する施設職員によって自発されたのは、当実践のミッションを共有する作業が開始されてから約3年後のことであった。実践開始前に曖昧ではあった「受容」といった職業行動の方針があった施設職員に対するミッションとしては、当実践のミッションの説明に不足があったということであろう。行動的QOLの向上を目的とするということは、より多くの社会的成員から強化を受けられるようにすることが必要である。つまり、APDL（Activities Paralleled to Daily Living）といわれる脱施設、社会参加を目的とした広義のADL（小畑, 1996）が行動的QOLを向上させる対処に含まれることや有効な手段であることを説明する必要があると思われる。今後は、従来の福祉施設での生活を念頭においた狭義のADL（小畑, 1996）への援助ではなく、

より社会に向けたAPDLへの援助を行うことが望まれる。

当実践研究参加者が、このような葛藤をしながらミッションを確認・共有する作業を行っている間は、（実践には参加するが）本研究に関与していない施設職員に対する当実践のミッションや実践方法などの説明が不十分だったと思われる。また、本研究に参加していない施設職員からの当実践のミッションや実践方法に対する批判は、（その根拠の有無や妥当性は別として）慢性的にあった。このことは、本研究参加者による本研究に参加していない施設職員への当実践のミッションや実践方法の説明に対する罰として機能したと思われる。こうしたことがあって、当報告で示した実践の提供は、勤務する施設職員によって偏りが生じていった。本研究開始当初は、Sさんが居住する生活棟の施設職員全員が積極的に提供していたが、次第に本研究に参加する施設職員による提供がほとんどとなっていった。

本研究に参加していない施設職員からの当実践のミッションや実践方法に対する批判の内容は、前述した食餌性の強化子の使用に対するものだけでなく、例えば写真カードを用いて何らかの行動を対象者に指示することなどを指した「関係」ができていないうちに対象者に何かを指示するような実践を行うのは不適切、「信頼関係ができるまでは指導は無理」といったものも多かった。行動的な立場としては、「信頼関係」を実践者と対象者の自発反応に対するやり取り、もしくはそれから派生したものと捉える（久野, 1993）。つまり、当実践は、「信頼関係」をはじめとした「人間関係」をつくるためのものである。そもそも、コミュニケーション指導といった対処は、「信頼関係」がある状態が出发点ではなく、「信頼関係」ができることが到着点である（久野, 1993）。「信頼関係」をはじめとした社会的な相互作用がうまく機能してい

ないからこそ対処が必要なのであって、対処ができない（もしくはしない）理由にはならない。当実践に対する批判は、この他にも、行動修正の成功度が高く目標や手続きの明確化を強調していること、非常にはっきりした客観的な手続きに立脚していること、および、結果をそのまま明記することに対するものがあつた。これらについては“人間”をコントロールしている、“機械的”、“非人道的”などといった、行動分析学自体がよく受ける批判（富安，1980）と類似していた。

一方、当施設で従来行われてきた対処方法には、嫌悪刺激を用いて「主従関係」といわれるような刺激統制を構築する方法がよく用いられていた。これは、行動的福祉の立場からは否定すべき方法である。また、体罰といった社会的に認められない方法にエスカレートしかねない危険な方法であり、学術的な立場の違いを超えて否定されるべき方法と思われる。また、これ以外の対処方法には「関係」の構築のために対象者の行動をひたすら強化、もしくは対象者の行動とは関係なくひたすら強化子を提供することによって、「関係」が構築されるであろう、といったものが多かった。これは、本研究開始前に問題とされていた「受容」という曖昧な方針の下で行われていた方法である。

本研究に対する批判のほとんどは、上記した従来の対処方法を行う施設職員からのもので、その批判の内容のほとんどが、きちんと分析された上での論理的な批判ではなく、本研究への非協力を後追的に肯定するようなものだった。また、当実践に対して批判している施設職員らが行っている実践のほとんどが、結果を伴うものではなく、上記したような方法で、ひたすら実践に時間や労力を費やしているだけのものだった。このような実態は、当実践を批判している施設職員だけでなく、当施設で行われている実践全体にいえることである。また、実践

の効果を上げることができていないばかりでなく、実践の効果の十分な検証も行われていない。

本研究では、「受容」にしろ「スパルタ」にしろ、曖昧な意味でのいわゆる「関係」が構築されることによって、適切な社会的行動が自発されるようになるだろう、といった楽観的な対処方法を批判し、社会的に適切な行動を正の強化し合う相互作用を積極的に構築することを目指し、それを実現させてきた。

本研究のように、その作業の中に新たな資源配置の要請を含むプロアクティブな実践は、行動問題の低減を当面の主訴として要請する援助者集団の中で抵抗が生じる場合がある。前述のとおり、本研究もさまざまな批判を受けてきたが、その内容は必ずしも適当な内容ではなかった。もしくは、そのような批判の内容と当実践の療育的妥当性を照らし合わせて、実践内容の変更、実践の中止をすることが妥当とはいえなかった。つまり、療育的妥当性の観点からは、逆に本研究への批判の方が否定できる。

近年、正の強化の原則の導入に関して、PBS（Positive Behavior Support）と呼ばれる方法が一般的になりつつある。行動障害への対処において非嫌悪的な介入をすることは当然のことながら、そういった援助者の対処自体も正の強化を受けることが重要である。これは、当実践を行う施設職員に対してだけではなく、当実践への批判を呈する施設職員に対してもいえる。すべての援助者が、適切な療育行動を自発できるように、正の強化を配置することが望まれる。

引用文献

- Alberto, P. A. and Troutman, A. C. (1986) Applied behavior analysis for teachers (2nd.) Bell & Howell Company. アルバート, P. A.・トルートマン, A. C. (著) 佐久間徹・谷晋二 (監訳) (編) (1992) トークン強化子『はじめての応用

- 行動分析』二瓶社。
- 熊倉伸宏（1993）バスターナリズム。『新版 精神医学事典』弘文堂, Pp. 644.
- 久野能弘（1993）『行動療法』ミネルヴァ書房。
- マイケル・ロックウッド（編著）加茂 直樹（監訳）（1990）『現代医療の道徳的ディレンマ』晃洋書房。馬淵浩二（1999）『応用倫理用語集』。
- 望月昭（1995）ノーマライゼーションと行動分析ー「正の強化」を手段から目的へ。『行動分析学研究』日本行動分析学会, 8, Pp. 14-11.
- 望月昭（1996）発達障害リハビリテーションの実践・研究について：自己決定の援助技術を中心に『発達障害研究』日本発達障害学会, 17, 4, Pp. 279-282.
- 望月昭（1997）“コミュニケーションを教える”とは？。小林 重雄（監修）山本 淳一・加藤 哲文（編著）『障害児者のコミュニケーション行動の実現を目指す：応用行動分析学入門』学苑社, Pp.2-25.
- 望月昭・渡部匡隆・野崎和子・小野 宏・織田 智志（1999）強度行動障害を持つ青年期の個人への対応ー選択機会の拡大を含めたプロアクティブ（前進型）な対処の検討ー『研究助成論文集』安田生命社会事業団, 34, Pp. 71-79.
- 野崎和子・渡部匡隆・不動学（1999）強度行動障害をもつ自閉症者における選択決定の援助ー選択方法に関する予備的研究ー『日本特殊教育学会第37回大会発表論文集』Pp. 370.
- 小畑文也（1996）ADL 訓練。『発達障害指導辞典』学習研究社, Pp. 49.
- 織田智志（1998）おやつを選択メニュー『コロニーだより』愛知県心身障害者コロニー, 282号, Pp. 6.
- 織田智志（1998）重い障害を持つ人のQOLの向上を考えるーおやつを選択メニューの実践ー『療育マニュアル6 施設生活援助編III』愛知県心身障害者コロニー, Pp. 9-19.
- 織田智志・鵜飼和江・不動学・桂木三恵・丹羽真記子（2000）福祉施設における行動的QOL向上の実践と継続ー望ましいサービスの実現と援助者への波及ー『日本行動分析学会第18回年次大会発表論文集』, Pp. 126-127.
- 織田智志・桂木三恵・鵜飼和江・丹羽真記子・不動学（2000）入所施設における組織的・継続的な行動的QOL向上の実践ー実践と継続のための援助と援護ー。立命館大学2000年度第2回ヒューマンサービス／対人援助科学研究会「利用者と援助者を支える仕組み：福祉現場から」。
- 織田智志・桂木三恵・鵜飼和江・丹羽真記子・不動学・近藤加奈子・正井明子・小崎充子・小嶋なみ子（2001）福祉施設における行動的QOL向上のための実践と課題（1）ー援助者のプロアクティブなサービスを維持する手段としてのコミュニケーション経路の確立ー。『立命館人間科学研究』, 2, Pp.85-102.
- 岡田喜篤（1997）重度・重複障害児・者の自立支援ー自立支援に必要な諸要因ー『発達障害研究』, 19, 3, Pp. 198-207.
- 奥田健次（2000）強度行動障害におけるトイレット・トレーニングーポジティブ・プラクティスによる排泄行動の形成『日本行動療法学会第26回年次大会発表論文集』日本行動療法学会, Pp. 168-169.
- Parsons, M. B., & Reid, D. H. (1990): Assessing food preferences among persons with profound mental retardation: Providing opportunities to make choices. *Journal of Applied Behavior Analysis*, 23(2), Pp. 183-195.
- 杉山 尚子・島宗 理・佐藤 方哉・リチャード.W.マロット・マリア.E.マロット。（1998）『行動分析学入門』産業図書。
- Skinner, B. F. (1990) 罰なき社会。『行動分析学研究』日本行動分析学会, 2, Pp. 87-106.
- 高橋健一（1992）監査による個別処遇方針策定の指導を問う『老人生活研究』老人生活研究所, 258号。
- 高橋健一（1995）高齢期知的障害者の自己決定をどう保障するか〈上〉。『老人生活研究』老人生活研究所, 292号。
- 富安芳和（1980）行動分析法利用における倫理的諸問題ー論争の概観ー『発達障害研究』愛知県心身障害者コロニー, 第2巻, 第3号, Pp. 208-216.
- 内田一成（1996）精神薄弱者の行動論的レジデンシャル・ソーシャル・ワークに関する組織実験『東京成徳大学研究紀要』東京成徳大学, 3号, Pp. 147-161.
- 内田一成（1999）行動分析による組織的援助計画。小林重雄（監修）『発達障害の理解と援助』コレール社, Pp. 17-25.